

# 政府税調、12月1日に 答申公表予定

制度調査部  
吉井 一洋

## 証券税制、減価償却制度に注目

### 【要約】

政府の税制調査会（政府税調）は12月1日に平成19（2007）年度税制改正に関する答申を公表する予定である。

答申では、経済成長を維持するため、減価償却制度について償却限度額の撤廃が盛り込まれる予定である。しかし、その一方で、証券税制については、株式の10%軽減税率を廃止し、金融所得課税一体化を目指す方向性が示される模様である。

経済成長を重視する姿勢を示す一方で、株式の課税を強化することには矛盾がある。「貯蓄から投資」へのシフトを本格化するためにも、株式の10%の軽減税率の維持が望まれる。

政府の税制調査会（政府税調）は12月1日に平成19（2007）年度税制改正に関する答申を公表する予定である。

これまで公表された資料や報道などによると、答申の概要は次のようになる模様である。

減価償却制度の見直しや法人税率の軽減に関する検討など、経済成長を重視する姿勢を示す一方で、株式の課税を強化することには矛盾がある。「貯蓄から投資」へのシフトを本格化するためにも、株式の10%の軽減税率の維持が望まれる。

### 1. 金融証券税制

上場株式等の譲渡益・配当の10%の軽減税率は適用期限（譲渡益は2007年末、配当は2008年3月末）の到来とともに廃止し、20%の税率とする。（経過措置、配当二重課税について触れられる可能性はあり）。

金融所得課税の一体化を推進する。税率は20%で揃え、損益通算の範囲を拡大する。

一体化を特定口座で行うか、金融番号（金融所得専用の納税者番号制度）で行うかは今後の検討課題とする。

### 2. 法人課税

法人の実効税率引下げは、2007年度税制改正では盛り込まず、2008年度以降の改正の課題とする。減価償却制度について、償却可能限度額（取得価額の95%）を撤廃し、取得価額を全額償却して損金算入できるようにする。

三角合併の解禁に対応する。事業を営んできた当事者が継続して事業を行うと認められる適格な三角合併については、被合併法人の株主への譲渡益課税を繰り延べる。ただし、当該株主が非居住者・外国法人である場合などについては、租税回避を防止するための措置を設ける。

信託課税について、信託法・信託業法改正に合わせて対応を図る。（例えば、自己信託（信託宣言）により、法人同様の事業が行われた場合に法人課税の回避が行われぬか等が検討課題）

リース会計基準の見直しに対応する。

同族会社の留保金課税、事業承継税制については今後も検討を継続する。  
移転価格税制について、適用基準の明確化等を図る。

### 3. その他

個人住民税の均等割の引き上げ

道路特定財源の一般財源化

地球温暖化問題への対応

納税環境整備（納税者番号制度を含む） など